阪神水道企業団公報

平成25年6月17日（月）
第257号
毎月15日発行

目　次

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団財務規定及び阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

◇告　示◇

○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の決定

◇公　告◇

○　情報公開条例の運用状況について
○　猪名川浄水場改修工事に伴う鋼管工事の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　猪名川浄水場薬品注入設備室築造工事実施設計業務委託の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　フロキュレータ点検整備工事の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　フロック形成池排水弁点検整備工事の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　甲東ポンプ場管理棟２階男子便所改修工事の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　送配水ポンプ用電動機点検整備工事の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　起重機点検工事の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　芦屋調整池改修工事実施設計業務委託の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について
○　沈砂池、沈殿池及び排水池排泥業務委託の条件付き一般競争入札実施（事後審査型）の実施について

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第２号

阪神水道企業団財務規程及び阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年４月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団財務規程及び阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

（阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程）

第１条　阪神水道企業団財務規程（昭和29年管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章～第３章　省略 第４章　省略 第１節～第４節　省略 第５節　実地棚卸（第85条―第90条の５） 第５章～第９章　省略	目次 第１章～第３章　省略 第４章　省略 第１節～第４節　省略 第５節　実地棚卸（第85条―第90条） 第５章～第９章　省略
（経営企画課主管帳簿） 第６条　総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）は、次に掲げる帳簿を備えて、予算、企業債、借入金及び出資に関する事項を整理しなければならない。 ⑴　予算整理簿 ⑵　企業債台帳 ⑶　借入金台帳 ⑷　投資有価証券台帳 ⑸　出資金台帳 ⑹　長期貸付金台帳 ⑺　基金台帳	（財務課主管帳簿） 第６条　財務課長は、次に掲げる帳簿を備えて、予算、企業債、借入金、出資、決算、固定資産等（前条に該当するものを除く。）に関する事項を整理しなければならない。 ⑴　予算整理簿 ⑵　企業債台帳 ⑶　借入金台帳 ⑷　投資有価証券台帳 ⑸　出資金台帳 ⑹　長期貸付金台帳 ⑺　基金台帳 ⑻　総勘定元帳 ⑼　仕訳日計表 ⑽　勘定内訳簿 ⑾　物件借入台帳 ⑿　物件貸付台帳 ⒀　固定資産台帳 ⒁　固定資産貸付台帳 ⒂　固定資産借入台帳 ⒃　減価償却累計額整理簿 ⒄　所有有価証券台帳

（財務課主管帳簿） 第６条の２　財務課長は、次に掲げる帳簿を備えて、決算、固定資産等に関する事項を整理しなければならない。 ⑴　総勘定元帳 ⑵　仕訳日計表 ⑶　勘定内訳簿 ⑷　物件借入台帳 ⑸　物件貸付台帳 ⑹　固定資産台帳 ⑺　固定資産貸付台帳 ⑻　固定資産借入台帳 ⑼　減価償却累計額整理簿 ⑽　所有有価証券台帳	第６条の２　削除
（会計伝票の審査） 第14条　経営企画課長及び財務課長は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、会計伝票を発行者に返付しなければならない。 ⑴～⑷　省略	（会計伝票の審査） 第14条　財務課長は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、会計伝票を発行者に返付しなければならない。 ⑴～⑷　省略
（収入の調定） 第26条　省略 ２　収入の調定をするときは、その根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入者等を記載した調定書を作成し、経営企画課長にその写しを送付しなければならない。	（収入の調定） 第26条　省略 ２　収入の調定をするときは、その根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入者等を記載した調定書を作成し、財務課長にその写しを送付しなければならない。
（納入通知書及び納付書の発行） 第27条　経営企画課長は、前条の規定による送付を受けたときは、納入通知書により納入義務者に納入の通知をしなければならない。ただし、次に掲げる収入についてはこの限りでない。 ⑴～⑷　省略 ２及び３　省略	（納入通知書及び納付書の発行） 第27条　財務課長は、前条の規定による送付を受けたときは、納入通知書により納入義務者に納入の通知をしなければならない。ただし、次に掲げる収入についてはこの限りでない。 ⑴～⑷　省略 ２及び３　省略
（調定の更正） 第32条　収入の調定の更正をする場合は、経営企画課長は振替伝票を発行して予算整理簿に記帳しなければならない。 ２　財務課長は、前項の更正が行われる場合、経営企画課長が発行した振替伝票に基づいて内訳簿に記帳しなければならない。	（調定の更正） 第32条　収入の調定の更正をする場合は、財務課長は振替伝票を発行して予算整理簿に記帳しなければならない。 ２　財務課長は、前項の更正が行われる場合、発行した振替伝票に基づいて内訳簿に記帳しなければならない。

（予算整理簿の整理） 第35条　経営企画課長は、振替伝票によつて予算整理簿の整理をしなければならない。	（予算整理簿の整理） 第35条　財務課長は、収入伝票によつて予算整理簿の整理をしなければならない。
（振替伝票の作成） 第52条　経営企画課長及び財務課長は、次に掲げる主管事項につき、勘定振替の事由発生後遅滞なく、当該取引の証ひよう書類に基づいて振替伝票を発行しなければならない。 ⑴　経営企画課長 ア　収入調定 イ　費用の発生 ウ　投資有価証券、長期貸付金、基金及び出資による権利の増減 エ　工事出来高 ⑵　財務課長 ア　決算手続 イ　物品受入 ウ　物品払出 エ　発生品評価 オ　固定資産（投資有価証券、長期貸付金、基金及び出資による権利に関することを除く。）の増減 カ　工事精算 キ　用地取得報告の到達及び減価償却	（振替伝票の作成） 第52条　財務課長は、次に掲げる事項につき、勘定振替の事由発生後遅滞なく、当該取引の証ひよう書類に基づいて振替伝票を発行しなければならない。 ⑴　収入調定 ⑵　費用の発生 ⑶　決算手続 ⑷　物品受入 ⑸　物品払出 ⑹　発生品評価 ⑺　固定資産の増減 ⑻　工事出来高 ⑼　工事精算 ⑽　用地取得報告の到達及び減価償却
（物品の購入（修繕）手続） 第90条の５　省略 ２　前項の規定により作成した物品購入（修繕）伺のうち、直営工事の材料及び固定資産の購入に係るもの並びに１件30万円を超えるものについては、経営企画課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ３　省略	（物品の購入（修繕）手続） 第90条の５　省略 ２　前項の規定により作成した物品購入（修繕）伺のうち、直営工事の材料及び固定資産の購入に係るもの並びに１件30万円を超えるものについては、財務課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ３　省略
（購入請求） 第98条　各課長は、固定資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を具体的に記して財務課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ⑴～⑹　省略	（購入請求） 第98条　各課長は、固定資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を具体的に記して財務課長に送付しなければならない。 ⑴～⑹　省略
（建設工事） 第100条　建設（増設及び改良を含む。）工事を施行しようとするときは、当該工事の所管課長が、次に掲げる事項を具体的	（建設工事） 第100条　建設（増設、改良を含む。）工事を施行しようとするときは、当該工事の所管課長が、次に掲げる事項を具体的に

に記し、財務課長を経て遅滞なく企業長の決裁後、工事施行の手続をとらなければならない。 ⑴～⑹　省略	記し、総務課長及び財務課長を経て遅滞なく企業長の決裁後、工事施行の手続をとらなければならない。 ⑴～⑹　省略
（精算） 第103条　各課長は、当該建設（増設及び改良を含む。）工事が落成又は完了した場合は、速やかに工事費の精算を行い実施計算書に完成図を添付して、当該工事の所管課長に送付しなければならない。	（精算） 第103条　各課長は、当該建設（増設、改良を含む。）工事が落成又は完了した場合は、速やかに工事費の精算を行い実施計算書に完成図を添付して、当該工事の所管課長に送付しなければならない。
（工事勘定） 第105条　工事勘定は、固定資産の建設（増設及び改良を含む。）を行う場合、固定資産として整理するときまでに要した工事経費を計算整理する勘定をいう。	（工事勘定） 第105条　工事勘定は、固定資産の建設（増設、改良を含む。）を行う場合、固定資産として整理するときまでに要した工事経費を計算整理する勘定をいう。
（工事配賦率） 第108条　工事配賦率は、経営企画課長において年度予算によりこれを定め、当該工事の所管課長に通知する。 ２　単年度工事の間接費については、経営企画課長において予算整理簿によりこれを定めなければならない。	（工事配賦率） 第108条　工事配賦率は、財務課長において年度予算によりこれを定め、当該工事の所管課長に通知する。 ２　単年度工事の間接費については、財務課長において予算整理簿によりこれを定めなければならない。
（工事の整理） 第109条　建設（増設及び改良を含む。）工事の所管課長は、第103条の規定により送付を受けた実施計算書及び図面によりこれを固定資産別にまとめて固定資産別経費整理簿と照合の上経費精算書を作成し、財務課長に送付しなければならない。	（工事の整理） 第109条　建設（増設、改良を含む。）工事の所管課長は、第103条の規定により送付を受けた実施計算書及び図面によりこれを固定資産別にまとめて固定資産別経費整理簿と照合の上経費精算書を作成し、財務課長に送付しなければならない。
（原簿） 第134条　経営企画課長及び財務課長は、それぞれ所管に属する固定資産台帳図面及び附属書類を備え、固定資産の増減及び現状を常に明らかにしておかなければならない。 ２　省略	（原簿） 第134条　財務課長は、それぞれ所管に属する固定資産台帳図面及び附属書類を備え、固定資産の増減及び現状を常に明らかにしておかなければならない。 ２　省略
（実地照合） 第138条　経営企画課長及び財務課長は、毎年１回固定資産につき次の事項を照合し、その一致を確認しなければならない。 ⑴及び⑵　省略	（実地照合） 第138条　財務課長は、毎年１回固定資産につき次の事項を照合し、その一致を確認しなければならない。 ⑴及び⑵　省略

（報告諸表） 第139条　経営企画課長及び財務課長は、台帳に基づき毎年度次に掲げる諸表を４月30日までに作成し、企業長に提出しなければならない。 ⑴及び⑵　省略	（報告諸表） 第139条　財務課長は、台帳に基づき毎年度次に掲げる諸表を４月30日までに作成し、企業長に提出しなければならない。 ⑴及び⑵　省略
（月次決算） 第144条　省略 ２　経営企画課長は、毎月末日において資金予算表を作成し、翌月20日までに企業長に提出しなければならない。	（月次決算） 第144条　省略 ２　財務課長は、毎月末日において資金予算表を作成し、翌月20日までに企業長に提出しなければならない。
（年度末修正仕訳の証ひよう類） 第145条　各課長は、毎事業年度末未経過費用、未払費用、未経過収益、未収収益等に計上すべき会計事実があるときは、その関係ある証ひよう書類を経営企画課長及び財務課長に送付しなければならない。	（年度末修正仕訳の証ひよう類） 第145条　各課長は、毎事業年度末未経過費用、未払費用、未経過収益、未収収益等に計上すべき会計事実があるときは、その関係ある証ひよう書類を財務課長に送付しなければならない。
（報告書並びに財務諸表及び附属明細書） 第147条　経営企画課長及び財務課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる当該年度の諸表を総括し、５月10日までに企業長に提出しなければならない。 ⑴　経営企画課長総括事項 ア　企業債明細書 イ　固定資産明細書（投資有価証券、長期貸付金、基金及び出資による権利に関すること。） ウ　継続費精算報告書 ⑵　財務課長総括事項 ア　事業報告書 イ　決算報告書 ウ　損益計算書 エ　貸借対照表 オ　剰余金計算書又は欠損金計算書 カ　剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 キ　収益及び費用明細書 ク　固定資産明細書	（報告書並びに財務諸表及び附属明細書） 第147条　財務課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる当該年度の諸表を総括し、５月10日までに企業長に提出しなければならない。 ⑴　企業債明細書 ⑵　固定資産明細書 ⑶　継続費精算報告書 ⑷　事業報告書 ⑸　決算報告書 ⑹　損益計算書 ⑺　貸借対照表 ⑻　剰余金計算書又は欠損金計算書 ⑼　剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 ⑽　収益及び費用明細書
（予算単価表） 第148条　経営企画課長は、毎年10月現在にて共通物件の予算単価表を作成し、11月末日までに各課長に送付しなければならない。	（予算単価表） 第148条　総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）は、毎年10月現在にて共通物件の予算単価表を作成し、11月末日までに各課長に送付しなければならない。

（予算の実施計画及び執行状況報告） 第151条　各課長は、毎月末に翌月から3箇月の予算実施計画をたて、予算の執行状況報告とともに経営企画課長に送付しなければならない。 ２　経営企画課長は、前項の予算実施計画及び執行状況報告書の総括表並びに毎月末資金収支執行状況を作成しなければならない。	（予算の実施計画及び執行状況報告） 第151条　各課長は、毎月末に翌月から3カ月の予算実施計画をたて、予算の執行状況報告とともに財務課長に送付しなければならない。 ２　財務課長は、前項の予算実施計画及び執行状況報告書の総括表並びに毎月末資金収支執行状況を作成しなければならない。
（資金予算表） 第153条　経営企画課長は、予算執行に関する報告及び毎月末資金収支執行状況に基づいて第144条第２項に規定する資金予算表を作成しなければならない。	（資金予算表） 第153条　財務課長は、予算執行に関する報告及び毎月末資金収支執行状況に基づいて第144条第２項に規定する資金予算表を作成しなければならない。
（予算の繰越） 第154条　各課長は、建設又は改良に関する予算のうち翌年度に繰り越して使用する経費の金額については、その事項ごとにその事由を明らかにして繰越説明書を作成し、経営企画課長に提出しなければならない。 ２　経営企画課長は、前項の書類を３月20日までに企業長に提出しなければならない。	（予算の繰越） 第154条　各課長は、建設又は改良に関する予算のうち翌年度に繰り越して使用する経費の金額については、その事項ごとにその事由を明らかにして繰越説明書を作成し、財務課長に提出しなければならない。 ２　財務課長は、前項の書類を３月20日までに企業長に提出しなければならない。

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程）
第２条　阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（工事施行手続） 第７条　工事所管課長は、第５条又は第６条により書類の送付を受けたときは、内容を審査し、総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）を経て遅滞なく企業長の決裁を受けなければならない。 ２　省略	（工事施行手続） 第７条　工事所管課長は、第５条又は第６条により書類の送付を受けたときは、内容を審査し、総務部財務課長（以下「財務課長」という。）を経て遅滞なく企業長の決裁を受けなければならない。 ２　省略

（工事検収） 第17条　省略 ２　省略 ３　工事所管課長は、前項により企業長の決裁を受けた工事出来高検収書又は工事検収書の写しを遅滞なく経営企画課長に送付しなければならない。 第４章　精算 （実施計算書の提出） 第30条　省略 ２　工事所管課長は、前項により工事実施計算書の送付を受けた場合は、その写しを経営企画課長に送付しなければならない。	（工事検収） 第17条　省略 ２　省略 ３　工事所管課長は、前項により企業長の決裁を受けた工事出来高検収書又は工事検収書の写しを遅滞なく財務課長に送付しなければならない。 第４章　精算 （実施計算書の提出） 第30条　省略 ２　工事所管課長は、前項により工事実施計算書の送付を受けた場合は、その写しを財務課長に送付しなければならない。

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第３号

下記の者は、平成25年６月７日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成25年６月７日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

中　島　かおり

阪神水道企業団告示第４号

阪神水道企業団規約第７条第２項の規定により、下記の者を阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成25年６月７日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

畑　中　俊　彦

◇公　告◇

阪神水道企業団公告

情報公開条例（平成16年条例第１号）第28条の規定により、平成24年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

公文書公開及び不服申立ての状況

（単位：件）

区分 / 実施機関名	公文書の公開					不服申立て				
	請求件数	処理状況				申立て件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	その他		却下	棄却	容認	その他
企業長	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年５月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　猪改第２号
　　工事名　　猪名川浄水場改修工事に伴う鋼管工事
⑵　工事場所　　尼崎市田能５丁目11番１号　他（猪名川浄水場構内）
⑶　工事概要　　３・４期猪名川浄水場の運転管理棟、Ⅰ・Ⅱ系ポンプ室（基礎部）の耐震化工事を行うに当たり、鋼管及び鉄管の製作、据付・継手工事を行う。
　ア　材料製作　鋼管（SS・SUS）　L=200.8m
　　ダクタイル鋳鉄管　L=311.0m
　イ　据付及び継手工　一式
　ウ　仮設備工　　一式
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成28年１月14日㈭まで
⑸　支払方法　　３回払い（中間２回）
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：水道施設工事）を有していること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の水道施設工事の総合評定値が951点以上で、本契約予定日（平成25年６月中旬）まで有効期間があること。

ウ　平成15年度以降において、水道事業体発注工事の元請として、口径800mm以上の水道用鋼管工事（水道用鋼管の製作、据付け及び継手工事の施工）を完成させた実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年５月28日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年５月31日㈮に入札公告ページに掲載する。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類

同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成25年６月６日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　公告日から平成25年６月５日㈬まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法
⑴　電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　第１日目　平成25年６月７日㈮午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年６月10日㈪午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　平成25年６月11日㈫　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年５月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　委施第12号
委 託 名　猪名川浄水場薬品注入設備室築造工事実施設計業務委託
⑵　委託場所　尼崎市田能５丁目11番１号　他（猪名川浄水場構内）
⑶　委託概要　猪名川浄水場（施設能力：916,900㎥/日）の薬品注入設備室（次亜塩素酸ナトリウム注入設備室並びに酸注入設備室）築造の詳細設計等を行う。
ア　次亜塩素酸ナトリウム及び酸注入設備室設計業務　一式
イ　土質調査業務　一式
⑷　委託期間　契約締結日の翌日から平成26年２月14日㈮まで
⑸　支払方法　完成払い

⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（建設コンサルタント及び建築士）を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けていること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注業務の元請として、上水道施設の建築構造物の実施設計業務委託の受注実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年５月24日㈮　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年５月29日㈬に入札公告ページに掲載する。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類

同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

建築士事務所登録証明書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成25年６月３日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
(ｲ) 上記５(1)アに示す提出書類
イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　　公告日から平成25年５月31日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法
(1) 電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　　第１日目　平成25年６月４日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年６月５日(水)午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成25年６月６日(木)　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
(1) 起工番号　　工管事第２号
工 事 名　　フロキュレータ点検整備工事
(2) 工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
(3) 工事概要　　フロキュレータ水中軸受部（シールエレメント）及び駆動装置の点検整備を行う。
ア　フロキュレータ点検整備工（Ⅱ系８号池１～４軸、Ⅱ系13号池３～４軸、Ⅱ系14号池１～４軸）

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年２月28日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、水道施設場内にて仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類

同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成25年６月25日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
(ｲ) 上記５(1)アに示す提出書類
イ　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　公告日から平成25年６月24日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法
(1) 電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　第１日目　平成25年６月26日(水)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年６月27日(木)午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　平成25年６月28日(金)　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
(1) 起工番号　工管事第３号
工 事 名　フロック形成池排水弁点検整備工事
(2) 工事場所　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
(3) 工事概要　Ⅱ系フロック形成池に設置されている排水弁の点検整備を行う。
ア　排水弁取替（Ⅱ系8～14号池）　７台
φ300手動仕切弁　FCD製　取付面間調整式　外ねじ式
イ　附帯工（水替工等）　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事又は管工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、水道施設場内にて仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　添付書類

同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成25年６月25日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
(ｲ) 上記５(1)アに示す提出書類
イ　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
ウ　受付期間　公告日から平成25年６月24日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法
(1) 電子入札システムにより入札する場合
ア　提出期間　第１日目　平成25年６月26日(水)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成25年６月27日(木)午前９時00分から午後３時00分まで
イ　方　法　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
ア　提出期限　入札日第２日目の午後３時00分まで
イ　方　法　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　平成25年６月28日(金)　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項
(1) 起工番号　工施第２号
工 事 名　甲東ポンプ場管理棟２階男子便所改修工事
(2) 工事場所　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
(3) 工事概要　甲東ポンプ場管理棟２階男子便所の改修を行う。
ア　衛生器具改修工　一式
イ　給排水管改修工　一式
ウ　内装改修工　一式
エ　電気設備工　一式
オ　仮設トイレ設置工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成25年10月30日㈬まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：建築一式工事又は管工事）を有していること。

イ　神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成25年６月27日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年６月28日㈮　午後１時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工送第３号
　工 事 名　　送配水ポンプ用電動機点検整備工事

⑵　工事場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
　　西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）

⑶　工事概要　　送配水ポンプ用電動機（甲東ポンプ場１台、西宮ポンプ場１台）の点検整備を行う。

ア　甲東ポンプ場　送水A-1号三相誘導電動機 3300V 1400kW 8P 巻線形
イ　西宮ポンプ場　配水２号三相誘導電動機 3300V 132kW 6P カゴ形

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から90日間とする。

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同じ種類で同程度の出力の電動機の点検整備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札

公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　１部

⑶　受付期間　公告日から平成25年６月27日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日時　平成25年６月28日㈮　午後１時45分から

⑵　場所　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　工管事第８号
工事名　起重機点検工事

⑵　工事場所　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口４丁目５番65号）

⑶　工事概要　ポンプ室に設置している起重機（大道取水場３台、淀川取水場１台、猪名川浄水場４台（うち、性能検査受検３台）、尼崎浄水場３台）の点検調整、荷重試験及び性能検査受検を行う。

ア　点検調整工　11台

イ　荷重試験工　11台

ウ　性能検査受検　10台

⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成26年３月20日㈭まで

⑸　支払方法　完成払い

⑹　前金払　なし

⑺　予定価格　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　１年

⑽　入札保証金　免除

⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等仕様の起重機点検整備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　１部

⑶　受付期間　公告日から平成25年６月27日㈭まで（必着）

7　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成25年６月28日㈮　午後２時00分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項
⑴　起工番号　　委施第13号
　　委 託 名　　芦屋調整池改修工事実施設計業務委託
⑵　委託場所　　芦屋調整池（西宮市深谷町２番35号）
⑶　委託概要　　芦屋調整池改修工事の実施設計を行う。
　ア　設計業務（耐震補強工事）　一式
　イ　土質調査業務　　一式
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成26年３月14日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除
2　応募方法　　単独企業による。
3　入札参加資格
　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
　「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
　ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の

登録を受けていること。

イ　平成15年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注業務の元請として、水道施設の耐震改修設計業務委託の受注実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　上水道及び工業用水道部門の登録証明書の写し

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成25年６月27日㈭まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年６月28日㈮　午後２時15分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成25年６月10日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第22号

委託名　沈砂池、沈澱池及び排水池排泥業務委託
⑵　委託場所　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
⑶　委託概要　大道取水場及び淀川取水場の沈砂池並びに猪名川浄水場及び尼崎浄水場の沈澱池及び排水池に堆積したスラッジ等の排泥及び側壁の清掃を行う。
ア　大道取水場　沈砂池（Ａ３号池）　１池
イ　淀川取水場　沈砂池（１号池）　１池
ウ　猪名川浄水場　沈澱池（フロック形成池含む。）　15池
排水池　２池
エ　尼崎浄水場　沈澱池（フロック形成池含む。）　８池
排水池　１池
ろ液槽　１槽
⑷　委託期間　契約締結日の翌日から平成26年３月15日㈮まで
⑸　支払方法　２回払い（中間１回）
⑹　前金払　なし
⑺　予定価格　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　なし
⑽　入札保証金　免除
⑾　契約保証金　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。
イ　神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。
ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が691点以上かつ950点以下で、本契約予定日（平成25年７月上旬）まで有効期間があること。

４　入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。
⑴　受付期限　平成25年６月17日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成25年６月20日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成25年６月27日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成25年６月28日㈮　午後２時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664